

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiryojimu/main.html

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学び直し支援金支給事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項 91	
③番号法別表第2の項 113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び該当部分 の該当部分	和歌山県行政手続における個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2教育委員会の項(4)学び直し支援金支給事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等に寄与することにより、高等学校等就学支援金の支給を受けることができるよう、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条各号に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び県内の公立の高等学校(法第2条第1号に掲げる高等学校をいう。以下同じ。)で学び直し支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定期制の課程又は通学制の課程にあっては、48月)の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を学び直し支援金として、予算の範囲内で交付するものとする。(以下略)
⑦独自利用事務の関連規範 和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付要綱	和歌山県公立高等学校学び直し支援金交付要綱